

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）登録申請に必要な書類

申請者 確認欄	提出図書		備 考
□	1	登録申請書	※「セーフティネット住宅情報提供システム」で情報を入力し、申請書を作成してください。
□	2	間取図	住宅の規模及び設備の概要が表示されているもの ※「セーフティネット住宅情報提供システム」上に添付してください。
□	3	誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・欠格要件に該当しない旨 ・新耐震基準の建物である、又はこれに準ずる耐震性がある旨 ・国の基本方針に適合している旨 等 ※「セーフティネット住宅情報提供システム」で作成してください。
□	4	【S56.5.31（旧耐震基準）以前に新築の工事に着手したものである場合のみ必要】 新耐震基準に準ずる耐震性を有することが確認できる、以下のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断の結果の報告書 ・建設住宅性能評価書等 ・既存住宅売買瑕疵担保責任保険付保証書 ・その他住宅の耐震性に関する書類 	※申請後に耐震改修工事を予定している場合は、工事の計画の概要を記載した書面（規則第10条第1項第5号ただし書きに係る書類）を添付してください。なお、工事完了後に変更の届出が必要となります。 ※「セーフティネット住宅情報提供システム」上に添付してください。
□	5	【以下のいずれかに該当する場合のみ必要】 <ul style="list-style-type: none"> ・竣工年月日が不明な場合 ・1～3階建てで昭和57年5月以前に竣工 ・4～9階建てで昭和58年5月以前に竣工 ・10～20階建てで昭和60年5月以前に竣工 ・21階建て以上 S56.6.1（新耐震基準）以降に着手したことが確認できる以下のいずれかの書類、または新耐震基準を満たしていることが確認できる4に記載されている書類 <ul style="list-style-type: none"> ・検査済証 ・建築確認台帳記載事項証明書 	※「セーフティネット住宅情報提供システム」上に添付してください。